

国際特別委員会

英国の付加価値税(VAT: Value Added Tax)と インボイス (Invoice)

いよいよ、消費税の仕入税額控除方式として適 格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入さ れました。今回は、日本同様にインボイス制度が 採用されている英国の付加価値税(以下VAT) の概要について触れてみましょう。

英国のVATは、欧州共同体(EC: European Communities - 現在の欧州連合(EU:European Union)の前身)への加盟条件の一つとして、 1973年に導入されました。現在の標準税率は20% で、光熱費等一定のものは、軽減税率として5% が適用され、免税取引(食料品、物品の輸出、水 道水等)の場合には、0%が適用、土地の譲渡等 は、非課税となっています。

英国で事業を営む者は、直近1年間の課税売上 高が登録基準額 (現在£85,000:約1,500万円) を超えた場合には、VAT登録をしなければなり ません (VAT登録事業者)。 自主的なVAT登録 も可能です。VAT登録をした場合には、課税庁 (HMRC: Her Majesty Revenue and Customs) からVAT番号が付与され、VATの申告・納税義 務が課されます。VAT番号は、英国政府のホー ムページで有効なものか否かを確認することがで きます。VATの課税期間は、原則3か月(申請 等により1か月も選択可)で各課税期間の翌月末 日までに申告納付する必要があります。課税対象 取引は、課税対象者が英国内で行う事業上の商品 及びサービスの供給並びに英国外から行う商品の 輸入で、VAT申告の際に、輸入時に支払ったVA Tと販売時に徴収したVATを相殺することができ ます。

VATにおけるインボイス制度では、仕入税額 控除は、インボイスの保存(保存期間、原則6年)

が要件で、インボイス記載の税額を控除(「積上 げ方式) のみが認められています。

インボイス記載事項は、①年月日、②VAT番 号、③発行者の氏名又は名称及び住所、④インボ イス発行番号 (通し番号)、⑤相手方の氏名又は 名称及び住所、⑥商品又はサービスの内容、⑦税 抜き対価、⑧適用税率及びVAT額等となってお り、これらの事項が記載されたものを、「VATイ ンボイス」と呼びます。

一方で、消費者に対する販売を行う場合には、 一定の要件の下で、上記の④、⑤等を省略した簡 易インボイスの発行が認められています。

日本の適格請求書等保存方式と比較すると、仕 入税額控除の帳簿記載要件や消費税額の計算方法 に大きな差異があります。その一方でインボイス 記載事項については、英国では、通し番号や相手 方の住所が要件とされるなど、より厳格な運用と なっています。

(国際特別委員会副委員長 渡邉 弘一)

【参考文献】:

- 1 山田敏也(2019)「適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス方式) の導入後におけ る仕入税額控除方式-欧州等のインボイス制 度を参考に-」税務大学校論叢第98号
- 2 財務所HP「消費税など(消費課税)に関す る資料」https://www.mof.go.jp/tax policy /summary/itn_comparison/j04.htm#a01
- 中川洋(2009)「世界税制事情(イギリス)」 (ZEIKEITSUSHIN)
- 4 GOV. UK HP "VAT" https://www.gov.uk/browse/tax/vat